

聖籠町告示第36号

聖籠町建設コンサルタント等業務指名業者選定要綱を次のように定める。

平成31年3月28日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町建設コンサルタント等業務指名業者選定要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町が行う建設工事に係る測量、調査、設計等業務及び役務の提供等の委託(以下「委託業務」という。)の指名競争入札において指名される業者(以下「指名業者」という。)の選定方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(選定方法の原則)

第2条 指名業者の選定の原則は、次のとおりとする。

(1) 聖籠町建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程(平成20年聖籠町告示第85号)による入札参加資格者名簿に登載された者(以下「有資格業者」という。)とする。

(2) 委託業務の水準に対応できる実績を有する有資格業者とする。

(3) 受注機会の確保及び地域産業の振興を図るため、町内に主たる営業所を有する有資格業者を優先する。ただし、有資格者が不足する場合は、次の順序による。

ア 町内に従たる営業所を有する業者並びに新発田市、阿賀野市及び胎内市(以下「新発田圏域」という。)内に主たる営業所を有する有資格業者

イ 新発田圏域に隣接する市町村に主たる営業所を有する有資格業者

ウ 新発田圏域及びこれに隣接する市町村に従たる営業所を有する有資格業者

2 前項に規定するもののほか、有資格業者の総合的能力、実績等について、次に掲げる事項を勘案するものとする。

(1) 委託業務の手持状況から推察する受託能力

(2) 技術的水準面において、当該委託業務の場合と同程度以上と認められる委託業務の受託実績

(3) 当該委託業務の実施に必要な有資格技術者の確保の可否

(4) 過去2年間における委託業務に関する事故の有無

(不良不適格者の排除)

第3条 次に掲げる事項に該当し、委託業務の受託者として明らかに不適當であると認められる場合は、選定しないものとする。

(1) 警察当局から暴力団員が経営に事実上参加する業者又はこれに準ずるものとして、公共事業からの排除要請があり、当該状態が継続している場合

(2) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合

(指名の特例)

第4条 災害等により緊急に必要とする委託業務、特殊な技術及び経験を必要とする委託業務その他特別な事由のある委託業務については、当該委託業務の水準に関係なく適当と認められる有資格業者を選定することができる。

2 関連委託業務については、関連業務の水準と関係なく当該委託業務の受託者を選定することができる。

(指名業者数の標準)

第5条 委託業務についての指名数の標準は、3者以上とする。ただし、委託業務の特殊性等により有資格業者が限られている場合等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(随意契約)

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。